

第9章 事務局

- 第12条 本部に事務局を置き、その運営に当たる。細則は理事会でこれを定める。
(60.8.25 追加、6.6.18 改正)

第10章 会計

- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
(60.8.25、62.10.18 改正)
- 第14条 通常会員は入会と同時に入会費を納入しなければならない。
2. 入会后、通常会員は年会費を納入しなければならない。(平成 11.6.19 改正)
3. 入会費及び年会費の額については別に定める。
(57.11.23、59.11.23、62.10.18 一部改正、平成 4.11.21 本条全部改正)
- 第15条 本会の目的を達成するのに必要な事業の実施において、理事会は寄付金等の受入を決することができる。
(61.10.25 改正)

第11章 改正

- 第16条 本会則の改正は、総会での出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。
(平成 4.11.21 改正)

第12章 細則

- 第17条 本会に必要な細則は理事会でこれを定める。(60.8.25 追加、6.6.18 改正)
(付 則)
1. 本会則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
昭和 56 年 8 月 16 日、昭和 57 年 11 月 23 日、昭和 59 年 11 月 23 日、昭和 60 年 8 月 25 日、昭和 61 年 10 月 25 日、昭和 62 年 10 月 18 日、平成 3 年 6 月 2 日、平成 4 年 11 月 21 日、平成 6 年 6 月 18 日、平成 9 年 6 月 21 日、平成 11 年 6 月 19 日、令和 3 年 6 月 13 日改正施行する。
 2. 昭和 62 年 10 月 18 日改正に伴い。昭和 62 年 10 月 18 日から昭和 63 年 3 月 31 日までの期間については、その期間における予算を改正特別措置として決定施行し、昭和 62 年度会計はそれをもって終了し、翌 4 月 1 日より昭和 63 会計年度とする。(名称は付則 3 号予算とする。)